

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録が、平成29年9月15日に失効したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所
香川県第 750号	加工家き んぶん肥 料	鶏糞	窒素全量 2.7 りん酸全量 4.2 加里全量 3.5	含有を許され る有害成分の 最大量は、公 定規格のとお り	有限会社三豊畜産衛材センター 観音寺市原町705番地